

議案第 35 号

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 7 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第 1 条 橋本市特別職給与条例(平成 18 年橋本市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～3 略 (市長の給料月額の特例) 4～10 略 11 平成 28 年 1 月 1 日から当分の間における市長の給料額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。 (副市長の給料額の特例) 12～17 略 18 平成 28 年 1 月 1 日から当分の間における副市長の給料額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。 (平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例措置) 19 略	附 則 1～3 略 (市長の給料月額の特例) 4～10 略 (副市長の給料額の特例) 11～16 略 (平成 21 年 6 月に支給する期末手当の特例措置) 17 略

(橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成 27 年橋本市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

附 則 1～3 略	附 則 1～3 略 (教育長の給料月額の特例) 4 平成28年1月1日から当分の間における教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。
----------------------	---

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。